

【法人設立届・法人の事務所等の設置届】【届出事項の異動届】に係る添付書類

法人県民税・法人事業税に係る届出に係る添付書類です。

確認のために、記載している書類以外の提出を依頼することがありますが、ご理解のほどお願いします。

		添付書類		備考
		登記事項証明書（写し）※	定款・規約又は規則（写し）	
法人設立届・ 事務所等の設置届	広島県内で法人を新たに設立した場合（注1）	○	○	
	広島県以外の都道府県に本店がある法人が、 広島県内に初めて事務所等を設置した場合（注1）	○	○	支店登記のない場合も添付必要
	その他納税義務が生じた場合（注2） （人格のない社団等が収益事業を開始した場合など）	△	○	
届出事項の異動届	広島県内の主たる事務所等以外に、 新たに広島県内に事務所等を設置した場合	△		登記されていない場合は添付不要
	広島県内に本店がある法人が、他の都道府県に 事務所等を設置した場合	△		登記されていない場合は添付不要
	事務所等の移転又は廃止があった場合	△		本店が移転される場合は、登記 事項証明書を添付してください
	法人名・所在地・資本金などに変更があった場合	○		
	事業年度を変更した場合		○	総会等の議事録の写しでも可
	合併解散をした場合	○ (合併法人および被合併法人)	△ (合併法人が当県内でない場合)	合併契約書の写しを添付して ください。
	解散および清算終了した場合	○		
	その他届出事項に変更が生じた場合（注2）	△	△	変更内容を確認できる書類を 添付してください

※登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」（又は「閉鎖事項全部証明書」）の写しを提出してください。

（注1）「通算親法人の場合」又は「通算子法人の場合」に記載がある場合は、税務署に提出したグループ通算関係の資料の写しを添付してください。

（注2）収益事業の開始（又は廃止）に係る届出の場合は、税務署に提出した収益事業開始届書（又は収益事業廃止届出書）の写しを添付してください。